

第5回 太田市下水道事業審議会 摘録

会議名	第5回 太田市下水道事業審議会
日時	令和4年5月30日（月）午後1時30分～午後2時20分
場所	太田市役所4階 常任委員会室
次第	<p>【第5回下水道事業審議会】</p> <p>(1) 開会 (2) 部長挨拶 (3) 答申書（案） (4) 今後について (5) 会長挨拶 (6) 閉会</p>
【太田市下水道事業審議会】	
事務局	<p>(1 開 会)</p> <p>只今より第5回太田市下水道事業審議会を開会いたします。 進行を務めさせていただきます、下水道課の亀山でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお本会議は、前回の会議に引き続きまして、情報公開の必要があり、議事録作成や会議終了後、市ホームページ等により公開しなければならないため、会議内容は録音させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市下水道事業審議会条例第6条第2項に「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は14名の委員のうち12名にご出席いただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>(2 部長挨拶)</p> <p>次に、審議会の開催にあたり都市政策部長の田村よりご挨拶を申し上げます。</p>
部長	<p>皆様こんにちは。都市政策部長の田村でございます。本日はお忙しい中、第5回下水道事業審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、今までの審議会にて、委員会の皆様に様々な観点</p>

	<p>からご意見をいただき、結論を出しました『下水道使用料の適正化』『下水道全体計画区域の見直し』『浄化槽の補助金』の3点につきまして、答申書（案）を作成致しました内容について、このあと事務局より、説明をさせていただきます。</p> <p>その後、答申書（案）について、ご意見をいただき、最終的な答申書の完成をしたいと思っております。</p> <p>今後は、完成した答申書を踏まえた上で、議会へ条例案を提出させていただいて、市議会の意見を反映させたいと、条例を決定する予定となっております。この答申書は、今後の太田市の下水道事業運営の方向性を示す上で、非常に重要な意見要望となりますので、よろしく願い致します。</p> <p>それでは、本日が最後の審議会となりますが、どうぞよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから会議に入りたいと存じますが、その前にお手元にあります資料のご確認をお願い致します。使用する資料は計2つございまして、1つが、表題に『答申書（案）』と記載してある資料となります。もう1つが、A4用紙1枚で両面印刷されており、『今後について（案）』と記載された資料となります。資料が不足しておりましたら、お申し付けください。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。長谷川議長よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(3 答申書（案）)</p> <p>はい。では、本日もよろしくお願い致します。</p> <p>早速ですが、議事を進めさせていただきます。それでは、『次第3 答申書（案）』について、事務局より一度読み上げをしていただきたいと思いますので、それでは宜しく願い致します。</p>

事務局	<p>事務局の中澤です。それでは、これまでの審議会で委員の皆様にご審議いただき取りまとめた意見をもって、事務局の方で答申書（案）を作成致しましたので、その答申書（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p>資料については、標題に『答申書（草案）』と記載してある資料をご覧ください。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでははじめに、本審議会（太田市下水道事業審議会）の概要・目的は、主に3つに焦点を当てて、これまで委員の皆様にご審議いただきました。審議事項であります『下水道使用料の適正化（改定）』について、協議事項であります『下水道全体計画区域の見直し』についてと『浄化槽の補助金』について、これら3点に関する意見の集約をいたしました答申書の案を読み上げます。</p>
事務局	<p>まずは表紙を開いていただいて、1ページからご覧ください。読み上げる前に、本答申書（案）の簡単な構成を説明いたします。1ページから3ページまでが結論となりまして、4ページ以降が審議内容の詳細等を記載しております。</p> <p>それでは、1ページから読み上げます。『太田市下水道事業等における使用料等の検討について（答申）』。令和3年10月25日付け下水第454号で諮問を受けた使用料の適正化の適否、下水道全体計画区域及び浄化槽事業の基本的な方向性について、慎重審議及び協議の結果、下記のとおり答申いたします。</p> <p>『1 審議結果』下水道事業等（公共下水道事業、住宅団地汚水処理事業、農業集落排水事業、戸別浄化槽事業）における使用料体系について、ということで、1ページから3ページ上段までの表が今回の使用料の改定内容となります。こちらの表は、条例に記載する関係上、2ヶ月当たりの使用料体系ではなく、1ヶ月当たり、税抜きの使用料体系で記載していることをご留意ください。それぞれの4事業毎に表を記載しております。改定前が、排除汚水量1立方メートル（1^m）あたり101円だったところを、改定後は、1ヶ月当たり、1^m～10^mまで110円、11^m～25^mまで120円、26^m～150^mまで130円、151^m～250^mまで140円、251^m以降を150円とする、『一部使用料制の従量制（逡増型5段階120円）』の使用料体系とします。尚、公共下水道使用料のみ湯屋用とごさい</p>

	<p>ますが、こちらは1ヶ月当たり、1㎡につき41円で据置きとしています。なお、湯屋用とは、銭湯のことですけれども、こちらは太田市で1件のみとなっております。</p>
事務局	<p>続いて、3ページの表の下からご覧ください。改定後の使用料体系については、表の通りで、それに対する意見・要望といたしまして、1つ目が、『下水道使用料の改定時期と住民等への周知徹底』ということで、値上げはやむなし、先送りはしないとすると共に、1年間の経過措置を設け、住民や企業に対し、十分な理解が得られるように下水道事業等の現状や料金改定の必要性について、わかりやすく丁寧な説明を行うことを要望する。2つ目が、『下水道使用料の段階的な見直し』ということで、下水道使用料については、給水人口の動向、経営状況、社会経済情勢等を勘案して、段階的な見直しを要望する。なお、この段階的な見直しについては、3年～5年の周期で考えており、来年、令和5年度の太田市下水道事業等経営戦略の見直しを下水道課で行いますが、その際に具体的な改定の計画を策定する予定でございます。そして、3つ目が、『事業所に対する使用料体系の配慮』ということで、太田市は企業城下町であり、企業の恩恵を大きく受けている自治体であることも踏まえ、企業・事業所に対しては、今後の段階的改定において、より負担が大きくなるような使用料体系についての配慮を要望する。という以上3点の意見・要望として纏めました。</p> <p>続いて、その下の『2 協議結果』をご覧ください。上の『下水道全体計画区域の見直し』においては、後述の答申協議事項に記載されたとおりで問題なしと結論づけた。同様に、下の『浄化槽の補助金』においては、後述の答申協議事項に記載されたとおりで問題なしと結論づけた。と記載しております。詳細の内容については、4ページ以降で説明いたしますが、審議会においては、協議内容として事務局が提示した協議内容2点に異議なしとの結果だったため、このような文章で纏めさせていただきました。ここまでの、本審議会の諮問に対する答申結果ということで、結論を纏めたものとなります。</p>
事務局	<p>それでは、続いて、その詳細内容の説明文を読み上げますので、4ページをご覧ください。『はじめに』。下水道使用料の改定に係わる諮問に</p>

至った背景は、前回の使用料改定から 11 年の歳月が経過していることを踏まえ、太田市下水道事業等経営戦略を策定したことをうけて、「財源の適正化」として使用料適正化の検討が必要となったためである。また、一般会計からの繰入額を少なくするためにも経費回収率の改善は急務である。そして、将来に渡りすべての下水道全体計画区域を集合処理として整備していくことは、人口減少社会を迎えた中では、個別処理と比較して非常に非効率となることが想定される。諮問内容を検証するため、本審議会では、使用料の適正化の適否、下水道全体計画区域及び浄化槽事業の基本的な方向性について審議することとした。

続いて、答申事項です。(1) 審議事項『下水道使用料の適正化について』。『ア 下水道使用料改定について』。下水道使用料は、下水道法第 20 条及び地方公営企業法第 21 条において、能率的な経営のもとに適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保するよう規定されている。また、令和 7 年度までに使用料の改定を行わなければ、交付金の重点配分の対象から外す旨の国の通知が発出されている一方、人口減少に伴う使用料収入の減少、下水道施設の老朽化が深刻化している中、健全な事業運営のための財源確保として、下水道使用料の適正化を図る。続いて、『イ 使用料の改定率について』。現状の太田市下水道事業等は赤字経営で、国が認めている範囲以上の一般会計からの繰入金（下水道を使用していない人の分を含めた税金）を投入しているが、独立採算制の原則、受益者負担の原則の観点から、この不公平感は是正すべきであり、経費回収率 100% を目指すべき改定率とするが、急激な改定による下水道使用者の負担を軽減する為、段階的な改定ということで、経費回収率 80% とする。次に、5 ページをご覧ください、『ウ 料金体系について』。用途区分は、一般用、湯屋用の料金設定をする。既存の従量料金の均一型から、使用水量の増加に伴い従量料金が高くなる逓増型料金を採用する。また、少量使用者への負担を配慮する料金設定となるように従量料金の水量区画は、5 段階とする。最後に、『エ 使用料の改定時期について』。下水道使用料の改定時期（条例改正）は、令和 5 年 4 月 1 日とする。ただし、新型コロナウイルス感染症による住民生活の影響やロシアウクライナ問題を含む社会情勢等を考慮し、市民周知等の準備期間とした 1 年間の経過

措置を設け、使用料の徴収について適用時期は、令和6年4月1日以降とする。以上が、審議事項『下水道使用料の適正化について』を文章として纏めたものになります。

続いて、5ページの中段以降、(2)協議事項『下水道全体計画区域の見直しについて』。国や群馬県が掲げる「10年概成に向けた効率的な汚水処理施設整備」や「群馬県汚水処理計画」では、今後予想される人口減少を踏まえ、事業が未着手の地域について汚水処理施設整備を見直し、早期の普及率向上を目指す方針が示されていることから太田市もそれに従い、以下の通り、下水道全体計画区域の見直しを行うこととする。

(下水道全体計画区域の見直しについて)

1) 下水道全体計画区域面積を5,772.1haから3,879haへ縮小(別表のとおり)。

2) 計画目標年次を上位計画や10年概成計画との整合を図り令和8年度とする。

ただし、下水道全体計画区域の見直し後においても、未整備地域が多く残っているという課題は残るため、今後も人口・効率性・収益性などの視点から投資効果の高い地区を優先し、整備を進めるように要望する。また、今後の社会情勢の変化、財政状況を踏まえた上で、整備計画の見直しが必要な場合は検討されたい。

1) 小括弧1の下水道全体計画区域の見直しによる面積縮小の別表については、6ページの下の方に詳細が記載されております。各処理区毎の計画面積と見直し後の面積を並べておりますので、後でご確認ください。

続いて、6ページの(3)協議事項『浄化槽の補助金について』。

太田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく、「下水道事業計画区域等以外の区域(計画区域外区域)」および「下水道事業計画区域のうち当面下水道整備の予定がない区域(整備予定なし区域)」における新規設置補助金の補助額が、現行の合併処理浄化槽の新規設置の交付要件では、計画区域外区域の場合、「5人槽：123,000円、7人槽：159,000円、10人槽：211,000円」、整備予定なし区域の場合、「5人槽：82,000円、7人槽：106,000円、10人槽：141,000円」となっているところを、「5人

	<p>槽：123,000円、7人槽：159,000円、10人槽：211,000円」に一元化する。</p> <p>以上が、答申事項をより詳しく文章として纏めたものになります。</p>
事務局	<p>最後となりますが、7ページをご覧ください。こちらは、『経緯』ということで、全5回の太田市下水道事業審議会にて、これまで審議等を行ってきた内容を簡単に纏めたものとなります。こちらも、あとで内容をご確認いただければと思います。</p> <p>以上が、答申書（案）となります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局より答申書（案）を読み上げて頂きました。</p> <p>これまでの第1回から第4回の審議会において事務局から提供していただいた資料をもとに委員の皆様と議論を重ね、検討をしてきた審議内容について報告と要望等をまとめたものが、答申書（案）となります。</p> <p>こちらの答申書（案）について、今読み上げていただいたものを見てご意見や質疑等ございましたら、お伺いいたしますが、いかがでしょうか。ご発言の際は、お名前を名乗ってからで宜しくお願い致します。</p>
大口使用者 (森下委員)	<p>はい、SUBARUの森下です。ちょっと確認したいのですが、3ページの戸別浄化槽の使用料について、公共下水道と浄化槽の違いとはどのようなものになるのでしょうか。なんとなく、下水道は公共下水道の管に流れて、戸別浄化槽は個別の家で処理されているイメージがあったのですが。この使用料が変わるというのは、どういった認識のこととなるのでしょうか。</p>
議長	<p>はい、それでは事務局の方でご説明いただきたいと思います。いかがでしょうか。この戸別浄化槽使用料という表が存在していることですが、これが何を意味しているのか、何を対象としているのかということについてですね。説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。下水道課の関と申します。宜しくお願い致します。</p> <p>こちらでいう戸別浄化槽事業というのは、(公共下水道を整備するよりも費用対効果が良いと判断した)一定のエリアに限りまして、市の方で集中的に各ご家庭に合併浄化槽を設置して、維持管理も市で行っている事業となっております。その維持管理の費用として、使用料として、公</p>

	共下水道と同じように1 m ³ あたり 101 円をいただいているというものでございます。
大口使用者 (森下委員)	では、企業のほうで、個別で設置しているモノ（浄化槽）とは違う話である、という認識でよろしいでしょうか。
事務局	そうですね。一般的なご家庭や企業の個人設置型というのは、この対象外となります。
大口使用者 (森下委員)	はい、わかりました。ありがとうございます。
議長	<p>はい、ありがとうございます。では、疑問は解決できたということで、他にご意見等ございましたら、お願い致します。</p> <p>今までの議論の経緯は意見・要望の箇所にきちんと纏まっているので、概ねこれで大丈夫かなと私は思うのですがいかがでしょうか。もう一度、お伺いさせていただきますが。ご意見ご質問等なければ、次に進めさせていただきますこうと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>よさそうですね。では、今特に修正等のご意見は出ませんでしたので、このあと後日、6月6日の月曜日を予定しておりますが、これをもって私の方から市長に対して答申をさせていただきます。</p> <p>(4 今後について)</p> <p>では、『次第4 今後について』とありますが、今後の予定について事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、本審議会の後、使用料改定までの今後の予定について、述べさせていただきます。資料は、A4・1枚で両面印刷された資料を使用いたします。</p> <p>表側の1ページをご覧ください。まず日程についてですが、R4年5月太田市下水道審議会（本審議会）終了後、予定ではR4年6月6日（月）に完成した答申書を、長谷川会長から清水市長へ提出します。その後、内部的な事務で、この答申書が提案されたことを、庁議への報告や委員会協議会への付託、さらに条例案として議会に上程するのは、R5年3月議会を予定しております。その間、今年度は下水道事業について、わか</p>

りやすく市民に周知する期間を設けることとします。その一つの方法として、下水道課で考えている下水道事業啓発計画（案）については、この後、資料の裏面にて説明させていただきます。審議会の答申書を基とした条例案を議会に上程する前に、まずは、そもそも下水道事業について市民の方々に対して知っていただくための啓発計画を予定しています。

そして、R5年3月の議会で、市議会の意見を反映させたいと、条例が決定した後、R5年4月1日より条例を施行する予定であります。ただし、審議会で決しましたとおり、使用料の実際の徴収の適用開始については、市民周知を図る準備期間として1年間の経過措置を設け、この間で使用料改定についての周知徹底を図ろうと考えております。そして、1年後のR6年4月1日より経費回収率80%（逡増型120円）の新しい使用料の徴収を適用するという事で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、想定している周知方法について述べます。まずは、ホームページへの掲載。現在、本審議会の内容については、ホームページに掲載しておりますが、そもそも下水道事業とはどういうことをしているのかといったわかりやすい情報を現時点で記載しておりません。そこで、この後述べさせていただきます『下水道事業啓発計画』を案として、「よくわかる下水道事業」をコンセプトに周知用のページを作成する予定でございます。また別の周知方法として、広報おおた（広報紙）への掲載、FM太郎（ラジオ）の活用。そして、これが一番効果があると思っておりますが、チラシの全戸配布になります。こちらは、水道検針の際に、下水道事業に関してや使用料改定に関するチラシを配布するという事で、前回、R3年10月・11月に配布した際は、反響があったと認識しております。チラシでは、記載される情報が限られるので、重要な情報はチラシに記載し、携帯でQRコードを読み込むことで、下水道課ホームページへリンク出来るようにします。例えば、下水道事業審議会のこれまでの議論内容や資料を見ることや、わかりやすい下水道事業の周知用のページを見られるようにすることで、より詳しい情報も伝えられるのではと考えております。

事務局	<p>次に裏面の2ページをご覧ください、下水道事業啓発計画書（案）とあります。こちらはまだ現時点で構想段階でございますが、ホームページに掲載することは決定しているのですが、その他具体的にどのような形での周知を行うかは、まだ勘案の最中でありまして、広報課と協力するなどして、市民周知をする予定の計画となります。</p> <p>詳細は、後をご覧くださいと思いますが、あくまで案ですが、なるほど講座「よくわかる下水道事業」ということで、簡単でわかりやすいをコンセプトに、太田市の下水道事業について積極的な情報提供を行うものを想定しています。簡単に内容を触れますと、何回かに分けての講座形式にして、下水道事業の役割といったところから、下水道事業の現状、実態、課題、経営状況、また様々な補助金があるといったお得な情報などを伝えるものであり、これらは、市民の方々に下水道使用料の改定を周知する前の段階で、まずは「太田市の下水道事業はどのようなことをしているのか」ということを知ってもらうことを目的とした周知活動となります。</p> <p>以上が、本審議会を終えて以降の想定している「今後の予定」となります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事務局におかれましては、今回の下水道使用料の適正化につきまして、十分な周知をお願いいたします。そのための1年間の期間であるということでしたので、この間を活用していただければと思います。</p> <p>それでは、以上にて本日の議題が終わりましたので、以上をもちまして本会議を終了し、議長の職を終わらせていただきます。みなさまご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>(5 会長挨拶)</p> <p>長谷川会長には、議長を務めていただきまして、大変ありがとうございました。本日をもちまして、今回の諮問に対しましての審議は終了となりますので、長谷川会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>長谷川会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、再びよろしくお願ひ致します。</p>

	<p>本会議につきましては、値上げということもあって、様々な社会情勢があって「値上げをするのはどうだろうか」というそもそもの反対の空気というものは、あったかと思えます。その中において、長い間改定されていないという事実もあり、またこれからこの先、色んな理由で、特に補助金の話であるとか、あるいは設備更新のためであるとかで費用がかかってくるので、経営に関しては健全化しなければいけない。という事情を踏まえて、双方議論の上で、互いに納得できる形でこの値上げの体系を見つけ出すことが出来たのは良かったかと思えます。1年間の期間をとって、そのあとに値上げがおきるということで、十分な周知期間ないし備える事も出来ますし、実はこのような値上げの審議をするのは、これが直近で2回目ということになっておりますので、今度こそは結果を出していただきたい。ということが、委員の中からもありましたように、これが今後の施政において役に立つカタチで実りを迎えればと思っております。何回かに及ぶ会で、皆様にはご足労いただきましたが、本会議に御協力いただきましてありがとうございました。</p>
事務局	<p>会長および審議会委員の皆様には、約半年間に渡り、ご審議いただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>(6 閉 会)</p> <p>最後に審議会の閉会にあたり、都市政策部長の田村よりご挨拶を申し上げます。田村部長よろしくお願い致します。</p>
部長	<p>改めまして、会長を始め、委員の皆様におかれましては、長きに渡りご審議をいただき、心より感謝申し上げます。</p> <p>本市の下水道事業でございますが、老朽化に伴う費用の増加や少子高齢化による収入減等により、今後ますます困難な経営状況となることが想定され、経営の健全化が求められております。</p> <p>今回、皆様方には、下水道使用料の適正化を中心にご審議いただきました。その中で、経営の健全化のため、まずは段階的改定ということで経費回収率80%の使用料改定の結論に達したところであります。</p>

	<p>大変なご負担をお願いしたわけでありまして、とりわけ企業の方々に対しては、負担が重くなってしまう結果となってまいりまして、非常に心苦しいところではあります。</p> <p>また、使用料改定の適用時期については、1年の経過措置を設けることとなりました。こちらについては、会長がおっしゃっていたように有効に活用させていただきまして、市民の方々に十分理解が得られるように周知の徹底を図りますので、宜しくお願い致します。</p> <p>私たちの生活に欠くことが出来ない下水道事業を、将来の世代へ引き継いでいくために、さらなる経営努力をしていく所存ではございますが、皆様方には、下水道事業に対し、引き続き変わらぬご支援をいただければと思っております。</p> <p>最後となりますが、皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念させていただきますまして、お礼の言葉とさせていただきます。</p> <p>長い間にわたりまして、ご尽力いただき誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。</p>